

大阪家裁総第 714 号

平成 30 年 10 月 23 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 中 川 博 之



司法行政文書開示通知書

9 月 21 日付け（同月 25 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

大阪家裁後見センターだより 第 5 回（片面で 7 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 06 (6943) 5432

## 大阪家裁後見センターだより 第5回

### 1 はじめに

今回は、「変革期にある後見事件において、今後家庭裁判所が弁護士に期待すること」をメインテーマとして、弁護士が後見等開始申立てに関与する場合と、専門職後見人として後見等事務を行う場合の2つに分けてお伝えします。併せて、後見センターからのお知らせとして、平成30年2月1日から運用を開始した「受理面接省略類型」を紹介します。

### 2 後見等開始申立てに関与する場合

#### (1) 本人の状況をできるだけ詳細に把握し、提出書類を整えること

家庭裁判所は、申立人から提出された資料を基に後見等開始要件を判断し、後見人を選任します。現在、家庭裁判所は、「本人の意思を尊重し、財産管理のみならず身上保護の観点も踏まえた後見事務を行い得る後見人」を選任することが求められており、そのためには、申立人から、本人の生活状況等の情報が家庭裁判所に提供されることが重要です。上記各情報は、生活歴、健康状態、生活状況、福祉・介護サービス、財産状況であり、具体的には、①行政による障害認定、介護認定等がされている場合はその区分、②本人の同居者の有無・関係、別居の親族との関わり、後見制度の利用についての親族の意向、本人を巡る親族間紛争の有無、③在宅・施設の別、利用中の介護サービスの内容、現在の生活の問題点、④行政による支援の有無、申立代理人が関与に至った経緯、後見制度の利用を考えたきっかけ等、⑤今後の生活についての本人の意向・希望の有無・内容、⑥本人の財産状況、収支の状況等が挙げられます。

家庭裁判所は、弁護士が申立代理人として関与する場合には、申立て

に先立ち、本人や親族その他の関係者と面談等を行い、必要な資料を収集して上記各情報を把握し、申立書等に記載していただくことを期待しています。これらの書類が整うことにより、後見等開始手続が速やかに進むだけでなく、その後の後見等事務の円滑な遂行につながります。この点は、家庭裁判所が第三者後見人を選任する場合だけでなく、申立代理人が後見人候補者となる場合も同じです。申立てに先立ち、上記各情報を収集、整理できる申立代理人ならば、身上保護も含めて適切な後見事務を行い得る適格性ある候補者といえるからです。<sup>1</sup>

## (2) 支援を必要とする方及びその親族等に対して申立前に後見制度について説明すること

弁護士は、法律相談等において、支援を必要とする方やその親族等に対し、後見制度の説明をする機会があると思います。大阪家裁のウェブサイトにも案内文書を掲載していますが、申立前の周知には限界があり、申立人から、①後見人等に自分が選任されないならば取り下げたい、②福祉的な制度をイメージしており、後見人等報酬が発生するとは思っていなかったという声があったり、親族後見人等から、③遺産分割等、申立ての当初の目的は達せられたので後見制度の利用をやめたいと言われることがあります。誤解を理由とする申立ての取下げは許可できない結果、専門職後見人の選任に親族が不満を抱き、専門職後見人の後見等事務に非協力的となる例も見られます。弁護士が後見制度に関する相談を受けたときには、支援を必要とする方を制度利用につなげることに加え、後見制度を正しく理解していただけるよう説明をお願いします。

---

<sup>1</sup> 本人の親族関係や生活歴は、鑑定の際の基礎情報としても必要とされています。

### 3 専門職後見人として後見等事務を行う場合

#### (1) 支援者と連携して本人の意思を汲み取ること

弁護士である専門職後見人には、合理的かつ適正な財産管理を行い、正確な報告をすることが期待されています。さらに、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が、本人の意思決定支援や身上保護等を重視した運用の必要を述べていることを踏まえると、今後は、弁護士後見人にも、本人の周辺の支援者（親族・福祉・医療・地域）との意思疎通を図り、本人の意思を適切に汲み取ることが期待されるでしょう。現在、施設入所等の身上保護における重要な決定や、不動産処分等の重要な財産行為に関する事前相談のため提出される連絡票には、後見人等の意見や根拠となる事実の記載はあっても、本人の意思・意向等に触れられていないものが見受けられます。意思尊重、身上配慮義務（民法858条）は、後見人の基本的な義務であり、財産管理と身上保護は必ずしも分離できないことや基本計画の内容に鑑みると、今後は、本人の意思・意向を把握することも望まれます。

#### (2) 当該事案の課題を意識し、進捗状況を適宜報告すること

本連載でお伝えしたとおり、後見センターは、①財産管理が複雑・困難な事案、②親族間紛争等のある事案、③不正行為が疑われる事案での追加選任等で弁護士を後見人に選任しており、弁護士の法的知識や交渉能力等の高度な専門性に期待しています。弁護士後見人には、当該事案の課題を意識して対処し、定期報告以外にも、課題の進捗状況に応じて適宜報告をお願いします。逆に、課題の解決が進んでいない場合も、後見等事務報告書ではその旨報告をお願いします。後見センターでは、

後見等事務報告書や連絡票等から判明した課題を把握・管理しており、進捗状況を確認するために、後見人に追加の報告を求める場合がありますのでご理解ください。

#### 4 「受理面接省略類型（書面審理）」の運用開始のお知らせ

##### (1) 運用開始の経緯

後見センターでは、これまで、後見等開始の申立てをするに当たり、申立人や後見人候補者等に来庁を求めて受理面接を行い、申立書の内容等を確認していました。

もっとも、基本計画において、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を目指すべき必要性が指摘されていることや、今後も後見等開始事件のさらなる増加が見込まれることなどを踏まえると、開始事件の手続を合理化し、制度を必要とする方々が、より円滑かつ迅速に制度を利用できるようにする必要があります。そこで、後見センターでは、一定の要件を満たす後見開始事件については、申立人の希望があれば受理面接を省略し、書面による審理で後見開始の審判を行うこと（以下「書面審理」という。）を検討し、平成30年2月1日からその運用を開始しました。

##### (2) 書面審理の対象となる事件

書面審理の対象は、①後見開始の申立事件であること、②診断書の内容が「後見開始相当」であること、③親族による申立てであること<sup>2</sup>、④弁護士又は司法書士が申立書等の作成に関与していることが明らかであること、⑤後見人候補者が、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）の成年後見人推薦名簿に登載されている弁護士、成年

---

<sup>2</sup> 本人申立ての場合は、申立意思の確認等が必要になりますので、原則どおり受理面接を行います。

後見センター・リーガルサポートの成年後見人推薦名簿に登載されている司法書士（法人）又は裁判所の選任する第三者であること<sup>3</sup>、のいずれの要件も満たす事件です。いずれか1つでも欠く場合には、原則どおり受理面接の対象となります。特に、申立関与者の要件と、後見人候補者の要件が若干異なりますので、御留意ください。

### (3) 手続の流れ

書面審理の対象事件については、受理面接の予約の電話は不要であり、申立書類を裁判所に提出していただければ結構です<sup>4</sup>。もっとも、申立書類提出後に要件を満たさないと判断された場合、改めて受理面接の予約が必要となりますので、書面審理を希望する場合は、(5)の「書面審理希望チェックリスト」を作成して当該事案が対象となるかどうかご確認の上、これを申立書類とともに提出してください。

なお、候補者として弁護士が挙げられている場合には、後見センターから大阪弁護士会に対し、同候補者がひまわりの推薦名簿に登載されているか否かを照会し、回答を受けることとなります。そのため、弁護士を候補者として申立てをする場合（申立代理人が自ら候補者となる場合を含む。）には、上記照会及び回答についての同意書を併せて提出いただく必要がありますので、御留意ください。

申立書類が提出され、書面審理の要件を満たしていると判断されれば、受理面接を省略し、書記官による書面審査を行います。その後、不足資料等がある場合は、必要に応じて資料の追完、調査官による調査、裁判官による審問等を行い、審理を進めていくことになります。

### (4) 事情説明書の提出

<sup>3</sup> 候補者が親族である場合には、候補者からも話を聞く必要がありますので、原則どおり受理面接を行います。

<sup>4</sup> 書面審理対象事案であっても、申立人の希望で受理面接を行うこともできますので、その場合には通常どおり電話で受理面接の予約をしてください。

書面審理を希望する場合、受理面接に代わるものとして、(5)の「事情説明書（書面審理用）」を提出していただく必要があります。事情説明書は、これまで受理面接で聴取していた、本人の生活状況や本人を取り巻く支援者等の情報、解決すべき課題の有無等を記載するものです。2(1)で述べましたように、家庭裁判所は、後見開始及び後見人選任審判に当たり、本人の生活状況等の情報をできる限り踏まえる必要があるので、「事情説明書」の書式は、そのような情報を過不足なく効率的に提出いただけようになっています。弁護士が申立代理人として関与する場合には、充実した記載を期待していますので、ご協力をお願いします。

#### (5) 書面審理用の書式について

書面審理を希望する場合に提出いただく「書面審理希望チェックリスト」、「同意書」、「事情説明書（書面審理用）」の書式データについては、大阪弁護士会会員専用サイトからダウンロードしてください。

### 5 おわりに

このほか、後見センターでは、本人の死後、後見人等が管理財産を相続人等に引き継ぐまで後見等監督を行うことを前提に、管理財産の引継ぎの在り方を検討しております。今後、専門職後見人には、速やかな死亡時引継事務も期待されます。方針が固まれば、本連載等を通じて隨時お知らせしますので、ご確認ください。

## 第5回のテーマは、「書記官の気づき vol.2」

細かいことを言いますが…前回に引き続き、日々の事務処理の中での気づきをお知らせします。今回は特に「ちょっとしたことですが是非お願いしたい」という内容の話をさせて頂きます。

後見センターでは、成年被後見人等（以下、「本人」と言います。）ごとに「基本事件番号」というものを決め、その番号をベースに本人単位で事件を管理しています。一部例外を除き、成年後見・保佐・補助については後見等開始事件、未成年後見や任意後見においては最初の選任事件を基本事件としています。管理継続の途中で後見人等に選任される場合がありますが、その場合でも基本事件は、当該選任事件ではなく、開始事件又は最初の選任事件となりますのでご注意ください。当センターには毎日大量の連絡票等が届いており、仕分けして担当者へ渡すだけでも相当な時間を要しています。後見人等におかれましては、提出書面に事件番号を記載して頂いているところではありますが、事務の効率化のために、書面には正確な基本事件番号を記載して頂きますようご協力をお願いします（基本事件番号が不明な場合は、当センターにお問合せください。）。

また、最近、各種申立てを受け付けた際に、審判の告知費用やその他手続の進行に必要な郵便切手が予納されていないケースが見受けられ、追完指示をすることが増えています。手続の迅速な進行のためにも、申立時に必要な郵便切手の予納を失念することがないようお願いします。